

平成30年度版 個人市民税・県民税

納税義務者

税金を課税される人と課税されない人

税金を課税される人

納 税 義 務 者	納 め る 税	
	均等割	所得割
市内に住所がある人		
市内に住所はないが、事務所・事業所がある人		

市内に住所があるかどうか、また事務所等があるかどうかは、その年の1月1日現在（これを賦課期日といいます。）の状況で判断されます。

税金を課税されない人

均等割・所得割の両方も課税されない人	(1) 生活保護法によって生活扶助を受けている人 (2) 障害者、未成年、寡婦又は寡夫で、前年中の合計所得金額が125万円以下の人 老年者(65歳以上)非課税は、18年度から廃止になりました。
均等割が課税されない人	(1) 前年中の合計所得金額が次による額以下の人 (a) 扶養親族のいない人...31万5千円以下 (b) 扶養親族等のある人...次の式により計算した額以下 $31万5千円 \times (\text{控除対象配偶者} + \text{扶養親族数} + 1) + 18万9千円$ 18万9千円は、扶養親族等のある人が適用になります。 扶養親族数には16歳未満の人も含めます。
所得割が課税されない人	(1) 前年中の総所得金額等が次による額以下の人 (c) 扶養親族のいない人...35万円 (d) 扶養親族等のある人...次の式により計算した額以下 $35万円 \times (\text{控除対象配偶者} + \text{扶養親族数} + 1) + 32万円$ 32万円は扶養親族等のある人が適用になります。 扶養親族数には16歳未満の人も含めます。 (2) 所得控除の合計額が前年の所得額より大きかった場合

用語の説明

総所得金額等	総所得金額、分離課税となる譲渡所得等の金額、山林所得金額及び退職所得金額の合計額
総所得金額	総合分長期譲渡と一時所得の合計額の2分の1に相当する金額と利子所得、配当所得(特別徴収される県税を除く)、不動産所得、営業等所得、給与所得、雑所得、総合分短期譲渡所得の合計額(純損失又は雑損失の繰越控除後の金額)
合計所得金額	純損失(前年までの赤字の所得)又は雑損失(前年までに引ききれなかった雑損控除額)の繰越控除前の総所得金額、分離課税となる譲渡所得等の金額、山林所得金額及び退職所得金額の合計額